

～県下すべての市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けた活動～

市町村への説明会実施についてのご報告

犯罪被害者支援委員会 委員 宮内貴之

平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために必要な具体的施策が示されました。

和歌山県では、平成31年4月に「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行し、令和2年度には和歌山県犯罪被害者等支援基本計画を策定しました。この基本計画は、犯罪被害者等の多様なニーズに応じた必要な支援を途切れることなく受けられることができる社会の実現のために策定されており、県や県警、公益社団法人紀の国被害者支援センターなどの機関は、県下の各市町村と相互協力及び連携を図ることとされています。

犯罪の被害にあった方やご遺族は、実に多くの困ったことにかかえています。金銭面のことや精神的なこと、治療費、住居や家庭生活、仕事への影響など、犯罪被害にあったことにより生じる悪影響は、人によって多種多様です。

犯罪被害者等基本法や和歌山県犯罪被害者等支援条例に定められた犯罪被害者への支援をし、また和歌山県犯罪被害者等支援基本計画を推進するためには、和歌山県だけでなく各市町村にも犯罪被害者等を支援するための条例を制定することが必要となります。

しかしながら、現在、県下30市町村のうち犯罪被害者等支援条例が制定されている市町村は、和歌山市と上富田町の2つのみです。近畿の他府県下では、滋賀県及び京都府は全ての市町村、奈良県や兵庫県でも多くの市町村で条例が制定されています。このように他府県における制定率と比較すると、和歌山県は圧倒的に低い割合となっています。

当会では、当委員会を中心として和歌山県下の各市町村全てに、犯罪被害者等を支援するための条例を制定してもらうための活動を継続して行っています。平成30年2月にはシンポジウムを開催し、和歌山県や各市町村の犯罪被害者等支援のご担当者の方々にも来場していただきました。

また、令和2年5月、「和歌山県下すべての市町村に犯罪被害者等支援条例が制定されることを求める会長声明」を発出しました。

今年度（令和2年度）は、当会役員や当委員会委員が直接各市町村に赴き、市町村における犯罪被害者等支援条例制定の必要性を説明する活動に取り組んでいます。各

市町村によって反応は様々ですが、複数の市町村で、条例制定が必要をご理解いただき早急に取り組んでいただいていることについて、非常にうれしく思っています。

犯罪の被害にあった方々が県下のどの市町村に住んでいても支援を受けることができるためには、県下の市町村全てに犯罪被害者等支援条例を制定する必要があります。

そして市町村が制定するこの条例は、どの市町村も同じでよいというものではなく、犯罪の被害にあった方々が現実に住んでいるその市町村の規模や当該市町村の体制、住民の特性・状況などに応じた内容である必要があります。

そのために、当委員会としては、1日でも早く全ての市町村で条例が制定されるよう、これからも活動を続けていきます。

市町村の、条例制定や犯罪被害者等からの総合対応窓口のご担当者において、犯罪被害者等支援条例制定や支援施策についての、何か悩みなどがある場合には、ぜひ当会にご連絡下さい。

以上